彼と相知ったが、「建畠大夢氏」(『中央美術』第三巻第十二号。 Ш 十二月) 確治 の中で次のように述べている。 (明治三十八年卒)は東京美術学校彫刻研究科在学中の頃、 大正六年

校へ入學した當時建畠君に就いて評判の面白い話があつた。 塑科に於て最初に摘用されたのは建畠君であつた。そして同氏は刻料) 或は二年も一足飛びにあげられる規則があつたが、その規則を彫秀才優待の意味から正規の年限は五ヶ年でも秀才と認めれば一年 賞をとつて居られたのに徴しても知れる。その當時美術學校には 畠君の秀才であることは學校時代から文展に製作を出して常に優 であるが、氏は決してそんなことのないごく圓滿の人である。 建畠君の性質は氏の製作にも現はれて居る通り至極溫厚篤實の好 居ると追ひ越されてしまふぞと云はれたことである。皆はどんな られると、 は當時の彫塑科の主任教授の白井兩山氏がよく學生の居る處に來[製造部] 品を見せてくれるのは誠に喜ばしく思ふところである。 井先生の言葉通り建畠君はづん人へ他を追ひ越して年々優秀な作 上手な人かと思つて見に行くと成程上手なので感心した。その白 たしか皆より一年早く學校を出られたと思つて居る。 人物である。 此度建畠と云ふ大變上手な人が來たからぐづ!~して 一體藝術家と云ふものはとかく粗暴に流れ易いも 建畠君の學 それ 建 0

人だった。『東京美術学校校友会月報』にも時々その俳句が載っ て 作品を作 このように建畠は秀才にして温厚篤実、 り 金儲けが拙く (前掲書)、 よく子供を題材にして快 俳句を趣味とするような

> 君 借りて自炊生活をしながら美術学校へ通ったと いう (「苦闘の人横江 い る。 建畠大夢『中央美術』第十四巻第一号。 なお、 彼はかつて北村西望とともに、 昭和三年一月)。 白井雨山 の家の離 れを

次のように記している。 教授時代については建畠覚造が『建畠大夢』(昭和十八年) の中に

見て、 點を衝いてをり、 爲めに教授上の革新を叫んだ。また塑造部の生徒の習作に對つて 徒らが、むかし乍らの板彫のお手本に興味なく慊らぬものあるを した〔。〕この簡單にして、しかも含蓄ある言葉は、 『よくモデルを見よ』『こんな足で歩けるか』と、 大正九年二月、 萬年青鉢のニックネームを奉られた。 モデルを使はさなければいけないなど、 東京美術學校教授になつた。 生徒間に敬慕されて、教授中で一番人氣が 後に來るものら そして木彫部の 無遠慮に指導 よく物の あ 要

4 日本画科生徒の要求

を

が、 見ると、日本画科一年生による教育法改革要求に関する記事が散見 する。外に記録資料が現存しないため、 を抜粋しておく。 大正九年四月末五月初の「諸新聞切抜」 生徒の活動の一端を窺うに足る出来事なので、 詳細な経緯は不明 (本学附属図書館蔵) 上記の新聞記 あ る

東京美術學校生徒の試驗撤廢運動 日 本畫科が先づ鋒火を擧げて五箇條の要求を提出した

豫て試驗撤廢と學科目の改造を叫びつゝあつた東京美術學校學生 日午後の放課時間を期して教室に集合し協議を凝らした結果要求 党先づ日本畫學生に依り其火蓋を切り同部學生百八十名は二十八

試験を撤廢すること

事項

三 實習時間の増加 第二學科の時間減少

四 年每に學生の畫を提出し其實力に依つて卒業を早むるこ

五 圖案法廢止

中に實行しやらと思つて居ります」云々(東京電話 ことです、 殊に第四項に就ては前校長が率先して實行しやうと迄論ぜられた を通じて近く實施しなければならぬことゝ思ひます とかは學生の態度一にある事で此要求は日本畫のみでなく各學科 之に就き一教授は語る「此要求は特に技術學校としては當然で決 全く學校としては困るのです して無理とは思ひません 又試驗撤廢も豫て行つた所があるのですから必ず近い す 唯此要求を容れるとか容れられる。而し斯く學生側が不穩の擧に出るのは

(大正九年四月三十日『大正日日新聞』)

美術學校生の希望容れられる

造要求に對 【五・一東日〕昨記東京美術學校日本畫科學生の學科目、「大正九年五月一日東京日日新聞」 結城素明畫伯の訓示に學生滿足して問題解决 し昨日午前十一時より教授結城素明氏は右學生を一 其 他改 堂

> り。 學生であつたから學校の素志を了解せなんだ爲めで、 彦 本位制になる筈である」云 したら何れも滿足した。 の希望と今度の問題は一致してゐる。 散會しこれにて解決を見た。 のと同趣旨なれば、 校長の希望にて既に原案の起草成り目下校長の手元にあるも 暫らく機を待つべし」と懇に訓示したので學生等も旨を領 「學生が提出の五箇條の問題は四五年前 軈て今回の學生の希望と一致實現 する 前述の原案が實施の日は學年制から實技 結城素明畫伯は語る「全く正木校長 右希望提出者は主に一年の カン 5 右の旨を話 正 木 期 宣

たが夫れは誤解に過ぎぬ た爲めに學生提出の五箇條を玉堂氏が許容訓示した如く傳へられ

猶昨日同校に於て川合玉堂畫伯が學生に對し新學期の訓

示をし

『新聞集録大正史』第八巻、 昭和五十三年、 大正出版K・K

(5) 製版科、 臨時写真科、 彫刻科牙彫部の生徒募集停止

た。 学校に移転することになったので、 学部出版部)、 起こり(鎌田弥寿治『日本写真教育史』昭和五十年、 製版科と臨時写真科は芝浦に設立が予定されている東京高等工芸 ただし、 臨時写真科の方は移転に関して「一種のトラブル」が 移転が延びたため、 大正十一年から募集が 本年から生徒募集が 停 東京写真大学短期 再 開 止され 2 n

集も打ち切った。 育 を停止し、 牙彫部は本書第二巻 全く有名無実となっていたので、 (86頁)に記したように大正六年から専門教 本年度からは生徒募